【別紙】

経費負担区分表

救急救命九州研修所「食堂・物販店運営業務」委託契約の規定により、給食業務等の遂行に伴い発生する経費の甲（当研修所）乙（受託業者）負担区分については、以下のとおりとする。

項　　目		負担区分		主　要　な　内　容
		甲	乙	
施設、設備関連費		○		食堂等の設備機器及びこれらの関わる償却費及び公租公課
什器備品費		○		食堂等のテーブル、椅子、テレビ等
食材費			○	主食分・副食分・卓上調味料等
乙従事者の人件費			○	乙の従業員の給与・賞与・諸手当・教育研修費
消耗品費	厨房用消耗品		○	洗剤、日常清掃用具、アルミホイル等
	接客用消耗品		○	包材、ダスター、爪楊枝、紙ナプキン、カスター等
	事務用消耗品		○	乙の専用帳票類等
	調理道具費		○	包丁、まな板、鍋、フライパン等
	食器類費		○	食器（茶碗、皿、箸、スプーン、フォーク等）
	ユニフォーム代		○	乙従事者の制服作成、補充、クリーニング費
	その他消耗品		○	マスク、ディスポグローブ等
水道光熱費		○		水道、電気(ﾄﾞﾘﾝｸ自販機除く)及びガス代、空調費
旅費・交通費			○	乙従事者の乙会議への出席、乙本社への出張等
通信・郵便代			○	乙の業務用電話、データ通信
			○	乙の郵便物、宅急便料金等
		○		電話の屋内配線敷設に関する費用
宣伝費	装飾費	○		植木、絵画、花器、花等
	販促費		○	メニュー表、サンプル装飾、イベント案内、営業時間の案内、その他営業用掲示物等
営繕費	検査保安料	○		電気保安、消防設備、空調設備、浄化槽等
	什器・備品修繕費	○		乙の責めに帰すべき事由によるものは乙負担
	什器･備品維持管理費	○		乙の責めに帰すべき事由によるものは乙負担
	施設修繕	○		乙の責めに帰すべき事由によるものは乙負担
清掃費	定期清掃	○		ダクト、床ワックス等の定期清掃
	日常清掃		○	厨房、ホール内の日常簡易にできる清掃
	ゴミ処理		○	生ゴミ、残飯、廃油等の処理
一般費	検体料		○	乙従事者の健康診断、検便
	募集媒体費		○	乙従事者の募集
	損害保険料		○	乙の給食業務等遂行に関する総合保険
	行政届出料		○	営業許可書の申請等
その他	通路･従業員トイレ備品費		○	下駄箱、ゴミ箱、傘たて、備え付け手洗い器の手洗い用洗剤等
	事務室、更衣室備品	○		テレビ、ロッカー、机、椅子
	物販店備品費		○	商品陳列棚等
	オフィス事務機費		○	パソコン、プリンター、電話・ＦＡＸ器等
	害虫駆除費	○		防虫、防鼠の費用（法令に基づく年２回まで）